## 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能

の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

## 目次

四	三	_	-
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)・・・	保険業法(平成七年法律第百五号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)・	金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)・・
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
• • 8	6	• • 5	1
O	U	U	T

金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)

## 第 実のために行う株式の引受けに係る申込み(第十五条第二項並びに 該銀行持株会社等の子会社 等と連名で、 則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によ 預金保険法第五十九条第一項、 決定を求めなければならない。 るものを除く。 う株式等の引受け等 年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行 五十九条第一項、第六十九条第 三十四条の二並びに預金保険法 行持株会社等を除く。以下この章において同じ。) から平成三十四 項、 、株式等の引受け等に係る申込み 第百五条第二項、 機構は、 第百二十六条の三十二第一項、 株式の引受けに限る。)に係る申込み(第十五条第一項及び第 第百二十六条の二十二第一項、 預金保険機構 銀行持株会社等から平成三十四年三月三十一日までに当 当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの )を受けたときは、 第百二十六条の二十二第三項、 (当該金融機関等が銀行等である場合にあって (以下「機構」という。) は、 改 (金融機関等に限る。) 第六十九条第一項、 正 項、 (昭和四十六年法律第三十四号) 第百二十六条の三十八第一項、 主務大臣に対し、当該金融機関 第百二十六条の二十八第一項 第百一条第一項、第百五条第 案 の自己資本の充 第百二十六条の 第百一条第一項 金融機関等 第 (銀 附 2 第三条 該銀行持株会社等の子会社 等と連名で、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うかどうかの 則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によ は、 う株式等の引受け等 実のために行う株式の引受けに係る申込み(第十五条第二項並びに 三十四条の二並びに預金保険法 年三月三十一日までに当該金融機関等の自己資本の充実のために行 預 決定を求めなければならない。 るものを除く。)を受けたときは、 五十九条第一項、第六十九条第 行持株会社等を除く。以下この章において同じ。)から平成二十九 項、 機構は、 第百二十六条の三十二第一項、 (株式等の引受け等に係る申込み) 第百五条第二項、 金保険法第五十九条第一項、 株式の引受けに限る。)に係る申込み(第十五条第一項及び第 第百二十六条の二十二第一項、 預金保険機構 銀行持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当 第百二十六条の二十二第三項、 (当該金融機関等が銀行等である場合にあって (以下「機構」という。) は、 現 (金融機関等に限る。 第六十九条第一項、 項、 (昭和四十六年法律第三十四号) 第百二十六条の三十八第一項、 主務大臣に対し、 第百二十六条の二十八第一項 第百一条第一項、 行 の自己資本の充 第百 第百二十六条の 金融機関等 当該金融機関 第百五条第 一条第一項 第 附

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 ない。 第一 割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けを 項、 編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては 関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等 たときは、 組 年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機 に係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければなら 定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成 当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。)を受け 織再編成のうち合併、 株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第 項、 附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規 以下この章及び次章において同じ。)である場合にあっては 第六十九条第一項、 第百二十六条の三十二第一 機構は、 主務大臣に対し、 金融組織再編成を行う金融機関等から平成三十四 事業の全部を承継させる会社分割、 第百一条第一項、 当該金融機関等と連名で、 項、 第百二十六条の三十八第一 第百二十六条の二十八 (当該組織再 当該申込み 会社分 (金融

うかどうかの決定を求めなければならない。当該銀行持株会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行項の規定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、八第一項、附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一二十八第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十二十八第一項、第百二十六条の三十二十八第一項、第百二十六条の三十二十八第一項、第百二十六条の三十二十八第一項、第百二十六条の三十二十八第一項、第三十二条

(金融組織再編成に係る株式等の引受け等に係る申込み)

第十五条 ない。 いう。 項、 第一 関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等 年三月三十一日までに当該金融組織再編成に係る組織再編成金融 たときは、 割による事業の全部の承継又は事業の全部の譲渡若しくは譲受けを 組織再編成のうち合併、 編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等である場合にあっては に係る株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければなら 定によるものを除き、当該金融組織再編成が特定組織再編成 項、 当該金融組織再編成の当事者が連名でするものに限る。) を受け 株式の引受けに限る。)に係る申込み(預金保険法第五十九条第 附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規 項、 以下この章及び次章において同じ。)である場合にあっては 第六十九条第一項、 第百二十六条の三十二第一 機構は、 主務大臣に対し、 金融組織再編成を行う金融機関等から平成二十九 事業の全部を承継させる会社分割、 第百一条第一項、 当該金融機関等と連名で、 項、 第百二十六条の三十八第 第百二十六条の二十八 (当該組織再 当該申込み 会社分 金

2 第一 六条の三十二第一項、 成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式 持株会社等から平成三十四年三月三十一日までに当該金融組織再編 の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除 の引受けに係る申込み 決定を求めなければならない。 会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうかの 機構は、 を受けたときは、 第百一条第一項、 金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀行 第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条 (預金保険法第五十九条第一項、第六十九条 主務大臣に対し、 第百二十六条の二十八第一項、 当該組織再編成銀行持株 第百二十

3·4 (略

(信託受益権等の買取りの申込み等)

(優先出資の引受け等に係る申込み)

月三十一日までに協同組織金融関係機関(当該協同組織中央金融機融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。)から平成三十四年三第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等(協同組織中央金

2 第一 成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式 持株会社等から平成二十九年三月三十一日までに当該金融組織再編 会社等と連名で、当該申込みに係る株式の引受けを行うかどうか の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規定によるものを除 六条の三十二第一項、 の引受けに係る申込み く。)を受けたときは、 決定を求めなければならない。 機構は、 項、 第百一条第一項、 金融組織再編成を行う金融機関等に係る組織再編成銀 第百二十六条の三十八第一項、附則第十五条 (預金保険法第五十九条第一項、第六十九条 主務大臣に対し、 第百二十六条の二十八第一項、 当該組織再編成銀行持株 第百二十

3·4 (略)

(信託受益権等の買取りの申込み等)

(優先出資の引受け等に係る申込み)

月三十一日までに協同組織金融関係機関(当該協同組織中央金融機融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。)から平成二十九年三第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関等(協同組織中央金

第一 中央金融機関等の会員であるものに限る。 同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受 五条第一項、第百二十六条の二十二第一 険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、 消費貸借による貸付けをいう。以下同じ。)に係る申込み(預金保 に行う優先出資の引受け等(優先出資の引受け又は劣後特約付金銭 促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のため 関等及び協同組織金融機関等(次に掲げる者をいい、当該協同組織 定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、当該協 ~ 五. 等を行うかどうかの決定を求めなければならない。 項、 をいう。以下この章において同じ。)による金融機能の発揮の 附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規 第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第一 略 項、 以下この章において同じ 第百一条第一項、 第百二十六条の二十八 第百

。)をいう。以下この章において同じ。)による金融機能の発揮の 中央金融機関等の会員であるものに限る。 同組織中央金融機関等と連名で、当該申込みに係る優先出資の引受 第一項、第百二十六条の三十二第一項、第百二十六条の三十八第 五条第一項、第百二十六条の二十二第一項、 険法第五十九条第一項、第六十九条第一項、 消費貸借による貸付けをいう。 促進に必要な当該協同組織中央金融機関等の自己資本の充実のため 関等及び協同組織金融機関等(次に掲げる者をいい、当該協同 け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。 定によるものを除く。)を受けたときは、主務大臣に対し、 に行う優先出資の引受け等(優先出資の引受け又は劣後特約付金銭 附則第十五条の四第一項及び附則第十五条の四の二第一項の規 以下同じ。)に係る申込み(預金保 以下この章において同じ 第百一条第一項、 第百二十六条の二十八 当該協 第百 組

√五 (略)

二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)

認定を受けることができる。	これを平成三十四年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その強化計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、	第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画(以下「経営基盤(経営基盤強化計画の認定の申請)	改正案
認定を受けることができる。	これを平成二十九年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その強化計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、	第三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画(以下「経営基盤(経営基盤強化計画の認定の申請)	現行

三 保険業法(平成七年法律第百五号)

約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)   約者保護	には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契 る。)に	の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限 護機構の	の額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保 人れの額	契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借 契約者保	における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険   における	て重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日   て重大な	の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極め   信頼性の	の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する の会員の	する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構 する負担金	十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付 十三第一	に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三   )に係る	令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。   令で定める	四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政  四十二条	成十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に第二百 成十八年	一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平 第一条の二の	-例会員に係る資金援助等に係る政府の補助)	則	改 正 案
約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限る。)	には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契	長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限	の額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保	契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借	における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険	て重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日	維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極め	財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する	<ul><li>(金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構</li></ul>	十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付	に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三	るものに限る。次条第三項において「特例会員」という。	四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政	成十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に第二百	の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平	例会員に係る資金援助等に係る政府の補助)	則	現行

(略)

の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

四 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)

- //	第三十八条の	(会員	3 (略)	章に	益権	に規	人に	十条	準ず	二 平	一 平	由とし	2 前項	第十九条	(定款)	
いて同じ。)及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付け「デジロジー」で対象によりによる。	十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項にお三十八条(第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(第三)	(会員からの株式の買取り等)		章において単に「投資口」という。)を全て処分したこと。	益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この	に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受	人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第四項	十条を除き、以下この章において同じ。)、投資信託及び投資法	準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四	平成三十四年十月一日以後において、買い取った株式(これに	平成四十四年三月三十一日の経過	由として定めなければならない。	前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事	(略)		改正案
	第三十八条の	(会員	3 (略)	章に	益権	に規	人に	十条	準ず	二 亚	一 亚l	由とし		第十九条	(定款)	
問じ。)及	十八条の四第一項三十八条第三十	(会員からの株式	型)	章において単に	益権」という。	に規定する証券	人に関する法律	十条を除き、以	準ずるものとし	平成二十九年	平成三十九年	由として定めなけ	前項第十一号に	宋 (略)	/\s\\	
		式の買取り等)			$\smile$	券投資信託						ければならない。				現
条第一項等	の規定による買取りを除く。次項及び第四項にお四条第一項第一号に規定する株式の買取り(第三	等)		「投資口」という。)をすべて処分したこと。	及び同条第十四項に規定する投資口(以下この	投資信託の受益権(以下この章において単に「受	(昭和二十六年法律第百九十八号) 第二条第四項	下この章において同じ。)、投資信託及び投資法	て内閣府令・財務省令で定めるものを含む。	十月一日以後において、	三月三十一日の経過	ない。	掲げる事項については、			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
界二号ご頃、	りを除く。に規定する			)をすべ	頃に規定す	(以下この	<b></b>	同じ。)、	<b>有令で定め</b>	いて、買い	道					行
グ定する株 で	次項及の株式の			、て処分	ッる投資	章にお	-八号)	投資信	いるもの	買い取った株式(これに			次に掲げる事由を解散事			
_P	び 買			Ĺ	口	V)	第	託	を	株			事			

ものとする。

(略)

3 令で定める要件を満たしている場合でなければ、行ってはならない 各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次

(略)

社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるも 府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会 容を有する株式をいう。以下同じ。)であって、当該優先株式を 発行した会社に対し、平成四十四年三月三十一日までの間で内閣 優先株式 (同号に掲げるものを除く。 (剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内

げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じた るもの の間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができ ことを条件として当該優先株式を平成四十四年三月三十一日まで 金銭が交付されるものに限り、 優先株式であって、当該優先株式を発行した会社 (当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の 第一号に掲げるものを除く。) (第一号に掲

兀 (略)

4 (略)

(発行会社からの株式の買取り)

2 ものとする。 (略)

3

令で定める要件を満たしている場合でなければ、行ってはならない の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次

(略)

社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるも 府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会 発行した会社に対し、平成三十九年三月三十一日までの間で内閣 容を有する株式をいう。以下同じ。)であって、当該優先株式 優先株式 (同号に掲げるものを除く。) (剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的

るもの ことを条件として当該優先株式を平成三十九年三月三十一日まで の間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができ げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じた 金銭が交付されるものに限り、 優先株式であって、当該優先株式を発行した会社 (当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の 第一号に掲げるものを除く。) (第一号に掲

(略)

兀

(略)

4

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り ( | 第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り ( じ。)は、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができる 次条第一項の規定による買取りを除く。 次項及び第四項において同

ものとする

3 株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令 財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行っては 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る

株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除 までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる 四十四年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日 優先株式であって、当該優先株式を発行した会社に対し、 平成

三 優先株式であって、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲 るもの ことを条件として当該優先株式を平成四十四年三月三十一日まで げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じた の間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができ 金銭が交付されるものに限り、 (当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の 第一号に掲げるものを除く。)

兀 (略

4

(略)

じ。) は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができる 次条第一項の規定による買取りを除く。 次項及び第四項において同

2

ものとする。

3

株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令 ならない。 ・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行っては 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る

株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除 までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる 三十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日 優先株式であって、当該優先株式を発行した会社に対し、 平成

三 優先株式であって、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲 るもの げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じた ことを条件として当該優先株式を平成三十九年三月三十一日まで の間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができ 金銭が交付されるものに限り、 (当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の 第一号に掲げるものを除く。)

4 (略)

兀

(略)

- 10

(会員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 は、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができるものと 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取り

2 { 4

する。

(略)

(会員からの投資口の買取り)

第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取り は、平成三十四年三月三十一日までに限り行うことができるものと

する。

2 \ 4 (略)

(特別勘定の廃止)

第四十九条 買取り、発行会社株式買取り、 として買い取った対象株式等を全て処分したときは、前条第一項第 一号に掲げる業務に係る勘定 機構は、 平成三十四年十月一日以後において、特別株式 (次項において「特別勘定」という。 受益権の買取り及び投資口の買取り

を廃止するものとする。

(略)

2

(会員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものと 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取

する。

2 \ 4 (略)

第三十八条の六 (会員からの投資口の買取り) 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取

は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものと

する。

2 \ 4 (略)

(特別勘定の廃止)

第四十九条 第二号に掲げる業務に係る勘定 として買い取った対象株式等をすべて処分したときは、前条第一項 買取り、発行会社株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取り 機構は、 平成二十九年十月一日以後において、特別株式 (次項において「特別勘定」という

を廃止するものとする。

(略)

2